

## 武豊町高齢者安全運転支援装置設置補助制度Q & A

No.	質問	回答
1	装置を設置する前に申請をすることは可能か	装置取扱事業者の販売店に依頼して設置した後、書類をそろえて申請してください。
2	申請書類はどこでもらえるか	防災交通課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。
3	郵送は可能か	郵便物紛失等のトラブルを回避するため、窓口で直接申請を行ってください。
4	申請書は代理の人に提出してもらってもよいか	家族、装置取扱事業者など代理の方でも可能です。ただし、書類の申請者は補助対象者に限ります。
5	同じ申請者が2回補助を受けることは可能か	1人につき1回限りの交付となります。
6	装置や店舗が対象であるか確認する方法は	購入・設置する装置や取扱事業者の店舗が補助対象であるか、事前に町ホームページに掲載している装置一覧及び購入・設置を検討する店舗にご確認ください。
7	自ら使用する自動車に設置するが、自分が営む会社名義の自動車でも対象か	対象外です。車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていることや「個人の用途に供すること」が要件となります。
8	所有者は65歳以上だが、実際には65歳未満の子どもが使用する場合は対象か	対象外です。自動車検査証中の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一であることとされています。申請者以外の方が使用する場合は対象となりません。
9	軽トラックに設置しようと思うが対象になるか	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用車であれば、車検証の用途欄の「乗用」と「貨物」の区分は関係ありません。営利目的で使用する貨物車は対象となりません。
10	ローンで購入した自動車に、装置を設置する場合、補助対象となるか	申請者が使用している自動車で、車検証の「使用者」欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象となります。
11	装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をすることは認められるか	認められません。補助金を受けた装置は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で装置を処分（売却、廃棄等）した時は、補助金を返還してもらう場合があります。
12	補助金を受けた後、町外へ引っ越すことになったが、補助金は返還するのか	申請者本人が引き続き使用し、売却、廃棄等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。

13	現在は町外に住んでおり、近々武豊町に引っ越す予定だが、装置を設置すると補助対象になるか	申請日の時点で武豊町の住民基本台帳登録があれば対象となります。
14	「交付申請書兼実績報告書」は代筆してもいいか。またパソコンで入力してもいいか	申請者の申請意思を確認するため、また、誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名及び押印は、必ず申請者本人が記入等してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
15	添付書類「車検証の写し」について、所有者や使用者が申請者本人の名前でないが申請できるか	車検証の「使用者」欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。なお、「所有者」は申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。
16	添付書類「自動車運転免許証の写し」について、表面だけでいいか	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。運転免許証は、有効期限であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
17	添付書類「安全運転支援装置販売・設置証明書」について、どのようなものか	装置取扱事業者の販売店が発行する書類です。設置販売事業者にお問い合わせください。
18	補助金の受取方法はどうか。現金での受取りは可能か	申請者本人名義の口座振込となります。現金での受取りはできません。